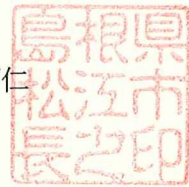


松江市告示 第 67 号

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 5 号の規定により、次のとおり道路の位置指定をしたので、建築基準法施行規則（昭和 25 年建設省令第 40 号）第 10 条第 1 項の規定により告示する。

令和 7 年 3 月 4 日

松江市長 上定 昭仁



- | | |
|--------------|-------------------------|
| 1 指定道路の種類 | 建築基準法第 42 条第 1 項第 5 号道路 |
| 2 指定の年月日及び番号 | 令和 7 年 3 月 4 日 建審道指 4 号 |
| 3 指定道路の位置 | 松江市黒田町 117 番 15（公衆用道路） |
| 4 道路の延長 | 35.00 メートル |
| 5 道路の幅員 | 5.00～5.15 メートル |
| 6 道路標示方法 | 金属プレート、金属鋸、地先境界ブロック、側溝 |

備 考

別紙図面は、松江市まちづくり部建築審査課に備えて一般の縦覧に供する。